

本宮市農業委員会 令和元年5月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月22日(水)午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室

3. 出席委員

農業委員会委員

1番 佐藤 孝昭	2番 渡辺 喜一	3番 渡邊 謙輔
4番 國分 政利	5番 遠藤 政幸	6番 國分 新司
7番 渡邊 孝一	8番 渡邊 平二	9番 伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番 石橋 廣基	2番 遠藤 栄太郎	3番 遠藤 俊雄
4番 遠藤 秀男	5番 國分 隆一	6番 佐藤 一徳
7番 三瓶 和彦	8番 三瓶 修藏	9番 鍋島 正則
10番 根本 市徳	11番 渡邊 善幸	12番 渡邊 利一

4. 欠席委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	<p>開会前に、事務局より報告いたします。</p> <p>事前に配布しました議案書を差し替えさせていただきました。</p> <p>差し替えの内容は、</p> <p>農地法第3条の所有権移転の申請は、譲渡人 ****氏が20日逝去されたための申請取り下げとなります。</p> <p>「農用地利用集積計画」の新規設定ですが、今年度からの作付を希望する申請であったことから、1件追加させていただきました。</p> <p>以上の件をご承認いただきまして、議案書の差し替えさせていただきます。よろしくお願いたします。以上でございます。</p>
事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 伊藤隆一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 伊藤隆一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員3番 渡邊謙輔委員 農業委員4番 國分政利委員を指名いたします。</p> <p>次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)

会長 伊藤隆一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(4 番 國分政利 委員)
農地転用調査委員長	調査委員長に選任されました、國分政利です。今回は、渡邊平二委員、遠藤俊雄委員、三瓶修藏委員で調査を実施しました。 去る5月13日、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。 議案第23号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づくもので、作業場への通路用地敷地の転用です。 次に、議案第24号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第5条第1項の規定に基づくもので、一般住宅、宅地分譲敷地への転用です。 いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。 次に、議案第25号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1については、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではありませんでしたが、一部、畑として耕作している箇所があったため、分筆登記を要する必要があると判断いたしました。 その後、現況地目が原野化している地番について、再申請すべきと判断いたしました。よって、今回の申請地番での許可は適当でない判断いたしました。 以上、現地調査委員会の報告といたします。
会長 伊藤隆一	続いて、4月定例会での許可についての報告と、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」を事務局より報告いたさせます。
事務局長	4月定例会許可分は、4月25日付で、許可指令証を交付いたしました。 (事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6. 付議事件 議案の審議を行います。
会長 伊藤隆一	議案第23号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番1について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。 (異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 24 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 25 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	先ほどの、國分現地調査委員長の報告のとおり、申請地の一部が畑として耕作されているということで、非農地とは認めにくく、農地と非農地の分筆登記を行い、改めて非農地を再申請することで意義ありませんか。 委員の皆さんから議案に対する質疑ございますか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 25 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を不承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明を不承認とすることで決定いたしました。 今回の申請については、申請者に対して事務局から指導するようお願いいたします。
会長 伊藤隆一	それでは、次に、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います前に、「再設定」の番号 2 番につきましては、本農業委員会委員、5 番遠藤政幸委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。暫時、休議します。
	(休議中)
	5 番遠藤政幸委員 (退席)
会長 伊藤隆一	それでは再開します。まず、「再設定」番号 2 番の議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画（案）のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」の番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画（案）のとおり決定いたしました。 5 番遠藤政幸委員の復席を求めます。暫時、休議します。
	(休議中)
	(5 番遠藤政幸委員着席)
会長 伊藤隆一	続いて、「新規設定」の番号 9 番につきましては、本農業委員会委員、8 番渡辺平二委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。 暫時、休議します。
	(休議中)
	8 番渡辺平二委員 (退席)
会長 伊藤隆一	それでは再開します。「新規設定」番号 9 番の議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「新規設定」番号 9 番の議案は、本宮市長より送付された計画（案）のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「新規設定」の番号 9 番の議案は、本宮市長より送付された計画（案）のとおり決定いたしました。 8 番渡辺平二委員の復席を求めます。暫時、休議します。
	(休議中)
	(8 番渡辺平二委員着席)
会長 伊藤隆一	それでは次に、「再設定」番号 2 番を除く、1 番から 3 番までの 2 件と「新規設定」番号 9 番を除く、番号 1 番から 10 番までの 9 件の議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。

会長 伊藤隆一	議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 2 番を除く、番号 1 番から 3 番までの 2 件と、「新規設定」番号 9 番を除く、番号 1 番から 10 番までの 9 件について、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 2 番を除く、番号 1 番から 3 番までの 2 件と、「新規設定」番号 9 番を除く、番号 1 番から 10 番までの 9 件について、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 5 月定例会を閉会いたします。

令和元年 5 月 22 日
(閉会午後 2 時 15 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 3 番委員 渡邊 謙輔

議席 4 番委員 國分 政利